

京・地域福祉推進指針（改定版（仮称））素案（案）

目次

- 「京都市の地域福祉」の基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 第1期目計画（プラン）から第2期目計画（現行指針）までの変遷と
第3期目計画策定の背景・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 現行指針の総括評価と今後の課題・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 「京（みやこ）・地域福祉パイロット事業」の成果と方向性・・・・・・・・ 8
- 区地域福祉推進委員会の実績と今後の方向性・・・・・・・・ 10
- 地域を取り巻く現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- 改定に当たっての視点・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
- 基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
- 指針（改定版）の構成・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
- 基本目標①及び重点方針・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
- 施策の柱・・・・・・・・・・・・・・・・ 27
- 基本目標②及び重点方針・・・・・・・・・・・・・・・・ 30
- 施策の柱・・・・・・・・・・・・・・・・ 30
- 推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・ 31
- 関係機関との連携・・・・・・・・・・・・・・・・ 31
- 推進期間・・・・・・・・・・・・・・・・ 33
- 評価・進捗管理・・・・・・・・・・・・・・・・ 33
- 各部局の所管計画との関係・・・・・・・・・・・・・・・・ 33
- 分野別計画との関係・・・・・・・・・・・・・・・・ 33
- 各区地域福祉活動計画との関係・・・・・・・・・・・・・・・・ 33

「京都市の地域福祉」の基本的な考え方

「地域福祉」は、日々の暮らしの場である身近な「地域」で生じる様々な課題に対して、地域のことを最もよく知り、体感している「住民」自らが、集い、話し合い、より良い方向へと導くための手立てをつくりそして実際に動くという、地域の知恵と力を結集させて生み出され、また前進していくものといえます。

地域で生じる様々な課題とは、社会全体の変化がそれぞれの地域の特色によって、その表れ方が異なっているため、一様に定義することはできません。したがって、地域における活動の仕方も、一人暮らしの高齢者へのご近所によるちょっとした見守りや、子育てに悩む家庭へのささやかなアドバイスや憩いの場の提供、障害のある方が地域で交わり自分本来の生き方をしていくためのアイデアを共に考えていくなど、限りなく幅広いものとなります。

しかし、住民の動きや力だけでは解決できない問題も少なからず起こります。ここには、社会福祉協議会や民生委員・児童委員をはじめとした、地域福祉を推進する多様な関係組織も加わって、相互にチームワークを発揮しながら対処することになります。そこでの行政の役割は、社会福祉に関する法律に基づく制度の枠組みだけで福祉課題をみるのではなく、制度の対象となっていないなくとも、課題を早期に把握し、住民・関係組織との協働で知恵を絞り、孤立化の予防など、市民の生活を守っていくことが求められます。

また、地域福祉は、単に福祉課題を解決するのではなく、住民が集い、動くことで開かれた地域になる、コミュニティが活性化する、いわば同時に「まちの活性化」に結びつく可能性も大いに含んでいます。

京都市においては、地域福祉を通じて、多くの人に関わり、地域をより良くしようという、一つひとつの考えや想いを集め、やがて誰をも包み支え合う「福祉のまちづくり」を目指していくことを基本とします。

京・地域福祉推進プラン（第1期目計画）から京・地域福祉推進指針（第2期目計画）
までの変遷と第3期目計画の策定の背景

平成16年 京・地域福祉推進プランの策定（16年度～20年度）

【成果】

- ・福祉事務所に支援課を設置し、機能を拡充
- ・社会福祉協議会の相談機能の充実・強化
- ・区地域福祉推進委員会の設置
- ・京・地域福祉パイロット事業の創設
- ・福祉ボランティアセンターの開設
- ・ユニバーサルデザイン推進条例の制定
- ・地域福祉推進者養成研修の実施 等

【運用上の課題】

- ・区地域福祉推進委員会活動の定型化
- ・先駆的な取組の他地域への広報不足
- ・災害時要援護者名簿の取扱い
- ・総合相談窓口設置の困難さ
- ・活動拠点整備の困難さ
- ・活動者とそれ以外の方の意識の乖離

平成21年 京・地域福祉推進指針の策定（21年度から5年を目途に見直し）

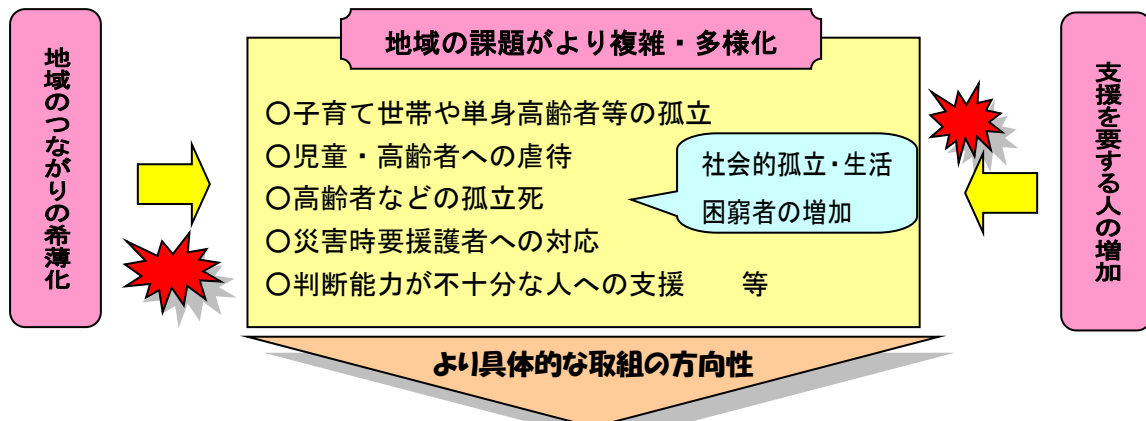
【成果】

- ・京・地域福祉パイロット事業活動事例集による先駆的活動の広報
- ・地域福祉活動者による意見交換会の実施
- ・日常生活自立支援事業契約件数の増加
- ・京都市基本計画、各区基本計画における地域福祉推進の考え方の反映
- ・福祉事務所と保健センターの連携強化
- ・福祉事務所と区社会福祉協議会の連携強化
- ・地域における見守り活動促進事業の創設
- ・大学との地域連携協定を締結した行政区の拡大

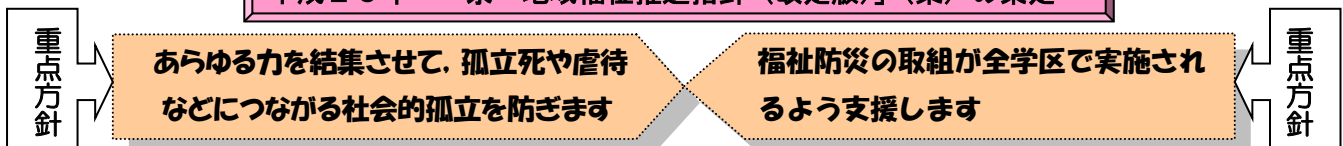
【運用上の課題】

- ・区地域福祉推進委員会活動の定型化
- ・区地域福祉推進委員会の事務局体制の在り方
- ・活動拠点整備の困難さ
- ・地域福祉活動の担い手不足の拡大
- ・活動者同士の連携の在り方
- ・京・地域福祉パイロット事業の在り方
- ・ネットワークの発展（地縁型と志縁型組織の連携等）

指針を着実に推進するが、一方で…



平成26年 「京・地域福祉推進指針（改定版）」（案）の策定



現行指針の総括評価と今後の課題

■施策展開における成果と今後の課題等

第2期目の計画においては「自治・自立・協働により地域の福祉力をつむぎ、高める」という、理念を掲げ、

「地域のニーズを見逃さない」、「地域におけるつながり」、「関係者の連携・協働」、「地域福祉を通じた安心・安全なまちづくり」の4つの推進目標を設定しました。

この理念や目標を具体的に実現させるために、

「ネットワークの強化」、「担い手・創り手（＝地域福祉活動者）の育成」、「大学のまち京都」ならではの地域福祉の展開、「住民主体の取組の拡大」、「福祉サービスの適切な運営及び困難事例等に対する公的対応・公的責任」、「住民の権利保障・擁護の仕組みづくり」、「災害時における取組の支援」、「その他円滑な活動のための取組」の8項目を掲げました。以下では、施策展開項目ごとの主な成果・課題を記載しています。

指針における施策展開項目

- 担い手・創り手（＝地域福祉活動者）の育成
- 住民主体の取組の拡大

施策展開の目的

地域住民主体の活動を通じた地域の福祉力の向上

関連する主な取組の成果（例示）

- ◇京（みやこ）・地域福祉パイロット事業の助成による、幅広い分野での地域福祉活動の取組拡大
- ◇地域住民が集える居場所づくり助成事業の創設・推進
- ◇学区社会福祉協議会が主体となった活動である「健康すこやか学級」の実施地域、利用者数の増加
- ◇地域における見守り活動促進事業の創設・推進
- ◇福祉ボランティアセンター利用登録団体数の増加
- ◇各区にある区ボランティアセンターの相談対応件数の増加
- ◇全行政区における区民提案・共汗型まちづくり支援事業の創設・推進
- ◇京都市地域コミュニティ活性化推進条例の制定、同推進計画の策定

今後の課題等

- ◆地域福祉活動を支えている方々の高齢化や、いわゆる職住共存をされている自営業者の減少等に伴って、新たな担い手の掘り起こしや、幅広い方が参加できるような環境づくりが必要です。
- ◆住民主体により地域課題を把握し、自立的なまちづくり活動が進めやすいきっかけづくりや、より多くの市民に地域福祉の大切さを啓発していく必要があります。

- ◆平成 24 年度から新たに開始された「地域における見守り活動促進事業」, 「一人暮らし高齢者の全戸訪問事業」の展開を受け, 地域における複合的な福祉課題を抱える方々の掘り起こしが進むことで, 多様な関係機関の協働による対応が必要となります。
- ◆京（みやこ）・地域福祉パイロット事業により蓄積された地域福祉活動のノウハウを幅広く発信させ, 市内全体で共有できるような取組が必要です。
- ◆自治会, 町内会その他の地域住民の組織する団体の加入率向上をはじめ, 住みよいまちづくりの基本となる地域コミュニティの活性化に向けて, 関連計画や施策と効果的な連携を図っていく必要があります。

指針における施策展開項目

- 「大学のまち京都」ならではの地域福祉の展開

施策展開の目的

地域住民と大学との協働による地域福祉活動を通じた地域の福祉力の向上

関連する主な取組の成果（例示）

- ◇京・地域福祉パイロット事業における大学との協働事業の助成
- ◇区民提案・共汗型まちづくり支援事業における大学との協働事業への助成
- ◇区地域福祉推進委員会によるシンポジウムのうち, 大学と協働で実施した行政区の増加
- ◇大学との地域連携協定を締結した行政区の拡大

今後の課題等

- ・パイロット事業において大学との協働事業の助成事例がない区域での取組拡大に向け, 区シンポジウムでの活動発表やパイロット事業活動事例集の継続配布など, 周知方法を工夫する必要があります。
- ・より多くの大学と地域社会が相互の理解を深めるためにも, 地域連携協定をはじめ, 行政と大学のみならず, 地域と大学が連携を強化するような取組の充実を図っていくことが求められます。

指針における施策展開項目

- 災害時における取組の支援

施策展開の目的

災害時に備えた地域の自主的な活動を支える仕組みの充実

関連する主な取組の成果（例示）

- ◇区地域福祉推進委員会によるシンポジウムのうち、「災害」をテーマにした開催数の増加
- ◇区災害ボランティアセンター設置選定箇所数の増加
- ◇行政区ごとによる救急医療情報キット配布事業の実施
- ◇地域による自主的な防災活動への支援充実
- ◇福祉避難所の事前指定及び避難所運営ガイドライン等の策定

今後の課題等

- ・地域福祉の観点から、住民の安心・安全な暮らしを実現し、防犯・防災・教育など、福祉分野以外の安心・安全の取組とも連携が図れるよう、地域の自主的な活動を支援していくとともに、ボランティア活動がしやすい環境づくりを引き続き進めていく必要があります。
- ・区レベルによる救急医療キット配布事業への支援が広がりつつある中で、今後は、他の行政区にも取組の拡大が図れるよう、事例提供等を行っていく必要があります。
- ・今後、更なる自主防災活動の充実につなげるため、地域の集合場所を中心とした訓練等を通じ地域住民への周知を図るとともに、必要に応じ、選定した地域の集合場所の検証や、見直しを実施していきます。
- ・福祉避難所につきましては、概ね小学校区に1箇所程度の割合で福祉避難所を事前指定するとともに、平常時から関係者による研修会や訓練を実施しておくことにより、災害時において、福祉避難所の設置・運営に関する様々な取組事項が円滑に実施できるよう取り組んでいくことが求められます。また、要援護者の避難誘導、避難生活に際しては、一般の避難者の理解と協力を得る必要があることから、福祉避難所に関する市民の理解を深めていきます。

指針における施策展開項目

- 住民の権利保障・擁護の仕組みづくり
- その他円滑な活動のための取組

施策展開の目的

- ④判断力が不十分な方に対する地域福祉サービスの充実
- ⑤地域福祉に係る多様な課題への気づきや対応につながる活動の充実

関連する主な取組の成果（例示）

- ◇日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）契約件数の増加
- ◇民生委員活動のうち、地域福祉活動・自主活動件数の増加

今後の課題等

- ◆日常生活自立支援事業の契約件数は増加しているが、サービス利用の待機者も多く、複雑かつ多様化している福祉ニーズに十分に対応している状況とはいえないため、実施主体である市社会福祉協議会との連携により、ニーズに合わせた福祉サービスの提供ができるよう取り組んでいきます。
- ◆福祉制度を利用する際に、相談先が分からない、申請方法が分からないなど、福祉ニーズを抱えながら、適切な福祉サービスを受けられないなどの事態を防ぐために、更なる利用者保護の取組の充実を図る必要があります。
- ◆町内会や自治連合会等の地域組織に属していない世帯や共同住宅が増加する中、民生委員・児童委員だけでなく、地域における様々な分野の活動が引き続き円滑に行えるよう、全市的な見地から担い手の確保や育成の仕組みづくりを検討していく必要があります。

指針における施策展開項目

- ネットワークの強化
- 福祉サービスの適切な運営及び困難事例等に対する公的対応・公的責任

施策展開の目的

- ⑥関係機関の協働による、福祉課題対応への仕組みの充実

関連する主な取組の成果（例示）

- ◇京・地域福祉パイロット事業活動事例集の発行
- ◇区地域福祉推進委員会によるシンポジウムの実施・討議テーマの拡大
- ◇福祉事務所と保健センターの連携強化
- ◇福祉事務所・区社会福祉協議会との連携強化

今後の課題等

- ◆引き続き、パイロット事業活動事例集を含め、助成事業による具体的な成果事例を広く発信し、地域福祉活動のツールとなるような取組を検討していきます。
- ◆地域福祉シンポジウムの実施においては、講演という一方向的形式から、ワークショップ形式などの参加型を取り入れるなど、地域課題の共有や情報交換を積極的に行おうとしている箇所も増えつつあります。今後は参加者によるプレゼンテーション方式、サミット方式といった提案持ちよりなどの新たな手法を模索し波及していく必要があります。
- ◆行政（福祉事務所）と市社会福祉協議会（区社会福祉協議会）との間で福祉課題の共有を図るとともに、相互研修など、施策の共通理解を進め、官民協働の仕組みを強化していく必要があります。
- ◆複雑かつ多岐にわたる福祉制度を一元的に相談、受付ができるなど、住民にとって親切で分かりやすい窓口サービスとなるよう更なる機能向上が必要です。

「京（みやこ）・地域福祉パイロット事業」の成果と方向性

・これまでの成果や取組について

京（みやこ）・地域福祉パイロット事業は、地域ごとに多様化する福祉ニーズに対応するため、住民主体による先進的な取組に対して助成を行い、住民同士のつながりの確保、事業の基盤づくり、他地域の団体による同様な取組の拡大を促すことなどを目指し、「京（みやこ）・地域福祉推進プラン」の重点項目の一つとして、平成16年度から実施しました。

平成25年度までに131件の地域福祉活動（小地域助成、広域助成を含む）に助成を行い、地域事情に応じて必要ではあるものの、資金面で実施に至らない事業を運営する活動団体に当助成金を活用していただくなど、新たな出発をサポートする役割を担いました。

さらに、以下の取組により、資金面だけにとどまらず、活動面での課題対応や各種ノウハウの伝達支援等も展開することで、市域への先進的な地域福祉活動の普及に寄与できたと考えられます。

「意見交換会の実施（平成22年度）」

助成を受けた複数の団体が、活動上で抱える課題等を話し合い、その解決を図るために横断的に意見を交わす機会を創出しました。

「活動事例集の作成・配布（平成22年度～）」

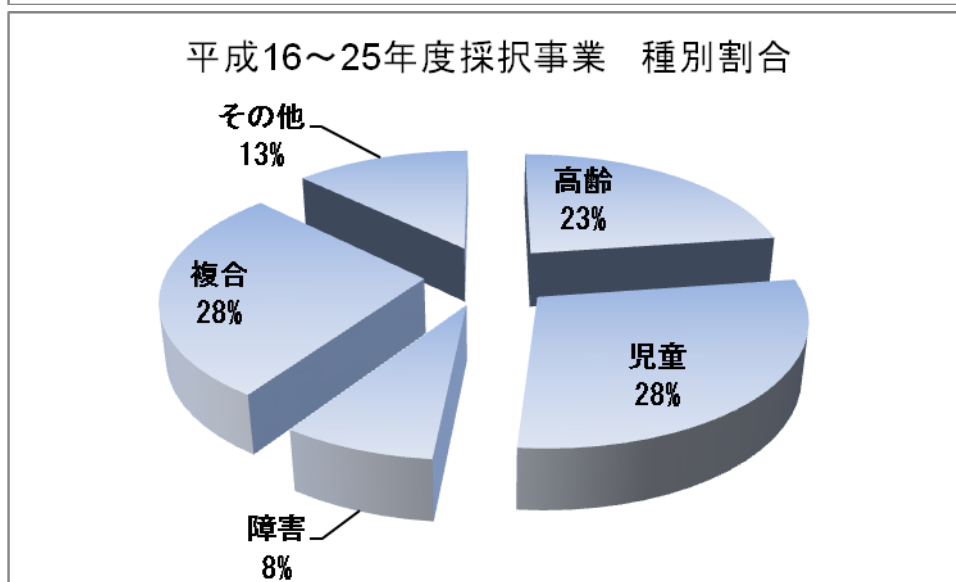
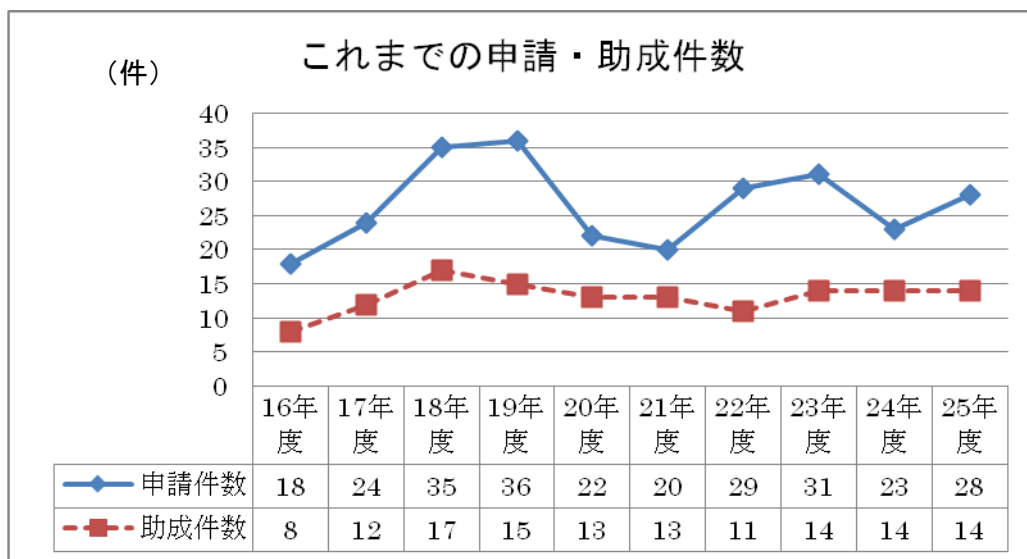
実際の活動を的確に把握し、成果やノウハウを全市的に共有するため、これまで助成を行った事業の一部について、京都市地域福祉委員会が実際の活動現場の視察を実施し、その記録を基に活動事例集を作成したうえ、公共施設等に配布しています。

また、10年にわたる事業の実施を受けて、活動の認知が高まったもの、類似事業の実施や区全体への事業展開（※）に至ったものなど、波及効果が一定見られるようになりました。

※パイロット事業の助成を契機に区全体で取組が拡大した事例

救急情報キットの配布事業（山科区、西京区）

居場所（サロン）づくり（山科区、伏見区醍醐）



- ※ 複合とは、高齡者と児童のふれあいなど、2種別以上にまたがっているもの
- ※ その他とは、他の分野のいずれにも当てはまらない活動（防災福祉、介護者支援等）

・今後の方向性について

平成24年度に住民主体の地域活動を応援する区独自のきめ細かな助成制度が全行政区で開始されたこと、高齡者の居場所づくり助成事業の創設をはじめ、地域福祉活動への新たな助成制度が複数スタートしたことに伴い、平成16年度から実施してきた本事業は、平成25年度の助成をもって終了いたします。

本事業により得られたノウハウを生かすとともに、近年の福祉課題、地域ニーズを踏まえ、次なる展開として、担い手の拡大・出会いや居場所づくりをはじめ、福祉的な観点から、住民主体の地域福祉活動を支援していきます。

区地域福祉推進委員会の実績と今後の方向性

・区地域福祉推進委員会について

各区の地域福祉を推進する基盤である区地域福祉推進委員会は、1期目の計画である京・地域福祉推進プランの10の行動指針を具体化する重点項目の一つとして、平成16年度に各区で創設されました。

区地域福祉推進委員会は、福祉事務所と区社協が共同で事務局を担っており、高齢者や障害のある方、児童等を対象とした分野別福祉ネットワークとの相互連携を確保するため、民生委員・児童委員、学区社会福祉協議会、社会福祉施設職員、ボランティア、NPO法人職員、当事者団体構成員などの広範な福祉関係者で構成されています。

・区地域福祉推進委員会の取組について

区地域福祉推進委員会は、地域福祉に関する情報交換や協議を行うことで、相互の理解と交流を深めるだけでなく、シンポジウムの開催や福祉総合マップの管理・運用を通じて、区民に地域福祉の重要性の普及・啓発を大きく進め、活動団体同士のつながりを持たせることができました。

・区地域福祉推進委員会の検討課題について

以下の視点を踏まえて今後の在り方を検討していきます。

- 1 区基本計画や区社協地域福祉活動計画との関連
- 2 区地域福祉推進委員会の事務局体制
- 3 専門職を中心とする関係機関との連携

・今後の方向性について

各区基本計画で地域福祉を推進する組織として位置付けられるとともに、一部の行政区では、区地域福祉活動計画（区社会福祉協議会）の策定・推進母体となるなど、区域レベルで定着していますが、福祉課題の複雑・多様化など、社会情勢の変化や地域の実情に的確に対応していくため、機能や体制の強化を図っていきます。

地域を取り巻く現状と課題

◇各種統計データ（掲載予定分 網掛け下線は今回新たに追加するデータ）

- 1 市内人口及び世帯数の推移
- 2 高齢化に関するデータ
 - ①年齢3区分別人口の比率の推移
 - ②65歳以上人口及び全人口に占める65歳以上の割合の推移
 - ③単身高齢世帯及び高齢夫婦世帯数の推移
 - ④要支援・要介護認定者数の推移
- 3 少子化に関するデータ
 - ①出生数及び合計特殊出生率の推移
 - ②保育所入所児童数の推移
 - ③学童クラブ登録児童数の推移
 - ④父子・母子世帯数の推移
 - ⑤児童虐待通告及び高齢者虐待通報数の推移
- 4 障害のある方に関するデータ
 - ①身体障害者手帳交付者数の推移
 - ②療育手帳交付者数の推移
 - ③精神障害者保健福祉手帳交付者数の推移
- 5 経済的困窮に関するデータ
 - ①失業率の推移
 - ②所得階層区分の推移
 - ③生活保護世帯数及び保護率の推移
- 6 自治会加入率データ（経年データはないので、直近数値のみ）
- 7 ボランティア登録者数に関するデータ
- 8 住宅の建て方（共同住宅の割合推移等）

（それぞれの関連資料を図やイメージに加工して掲載）

◇市民アンケート、地域福祉シンポジウムアンケートから見てきたこと

<市民アンケート>

1 調査方法及び回答状況について

地域福祉に関する市民の意識及び地域を取り巻く社会状況の変化等を把握するために、調査期間を平成24年12月11日から12月25日までとし、住民基本台帳から無作為に抽出した20歳以上の市民3,000人に調査票を郵送しました。

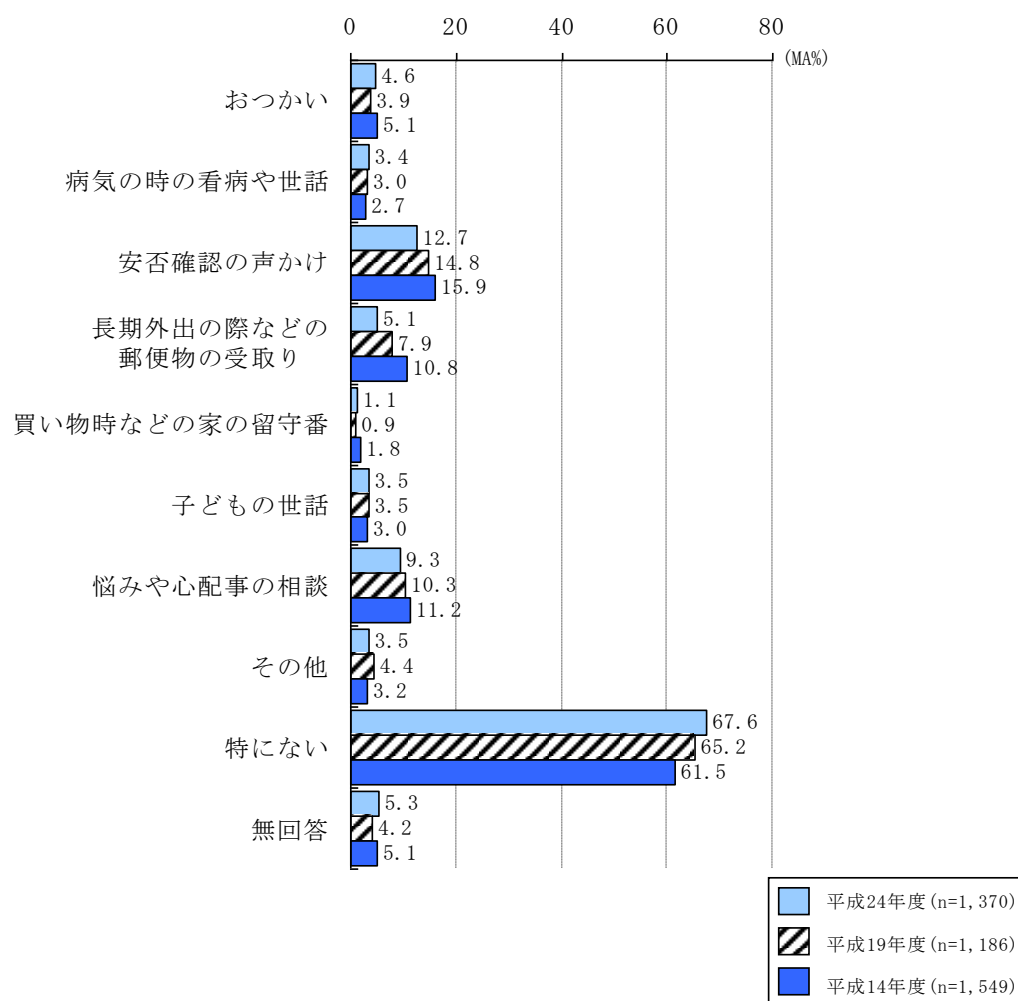
回収状況は1,370件で、回収率は45.7%でした。

※前回(平成19年度実施) …1,186件(回収率 39.5%)

※前々回(平成14年度実施) …1,550件(回収率 51.7%)

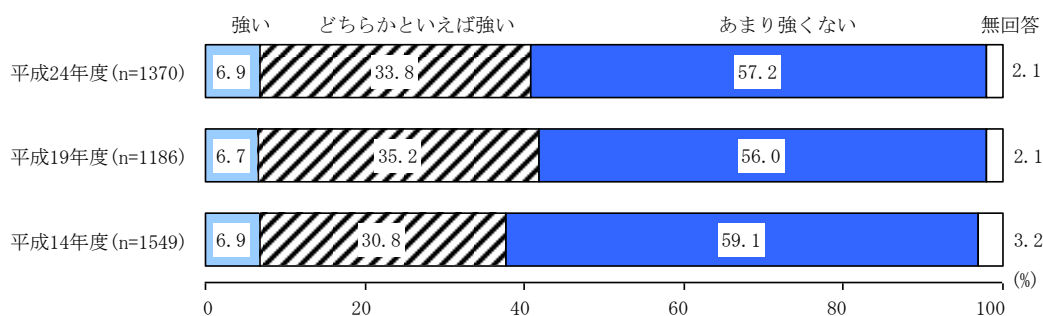
2 調査結果 (一部抜粋)

(1) 日常生活で、地域の人に手助けをしていることは何ですか。



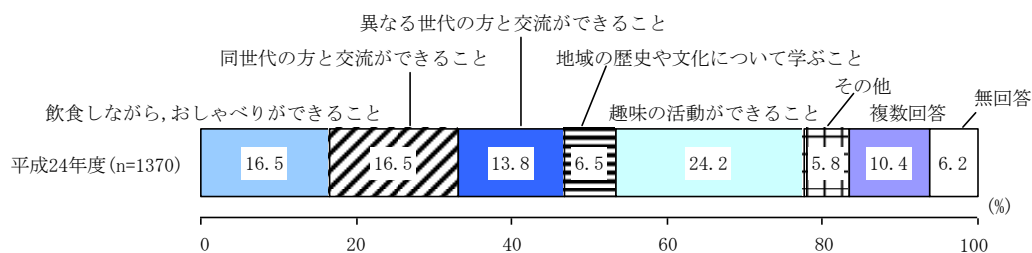
平成 14 年度, 平成 19 年度と比較すると, 「特にない」(実際に手助けをしていない)の割合がすべての年度で最も高くなっており, かつ年々割合が増加していることから, ご近所同士での助け合いが減少していることがうかがえます。

(2) お住まいの地域は, つながりの強い地域だと思いますか。



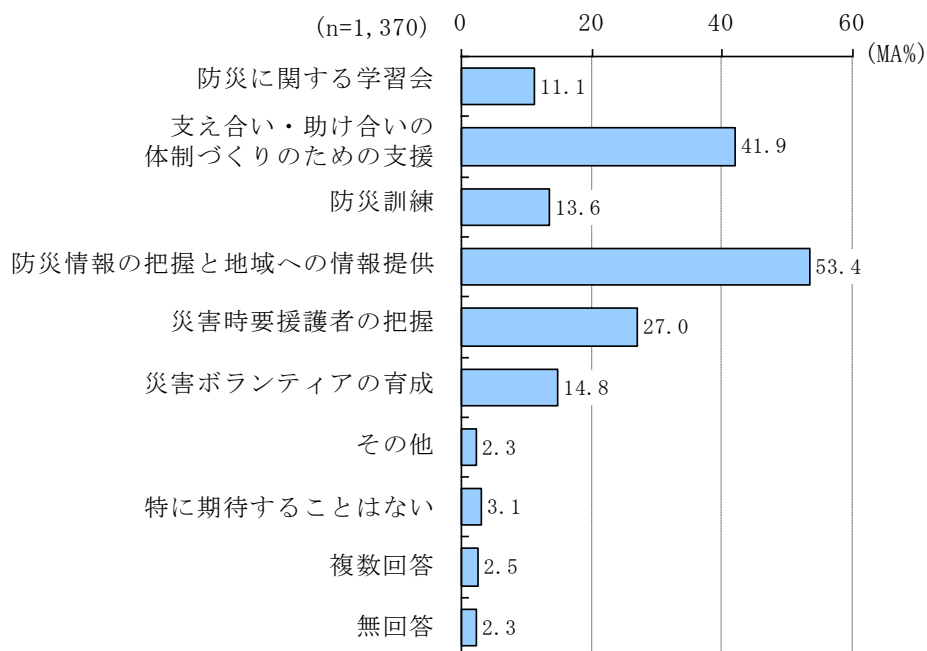
平成 14 年度, 平成 19 年度と比較すると, 「あまり近所づきあいがいい」の割合がすべての年度においてほぼ同割合で最も高く, 住民の交流があまり進んでいない状況にあります。

(3) 自宅の近くに地域の方々が気軽に集うことができる場所(居場所)があれば, どのようなことができればよいと思いますか。



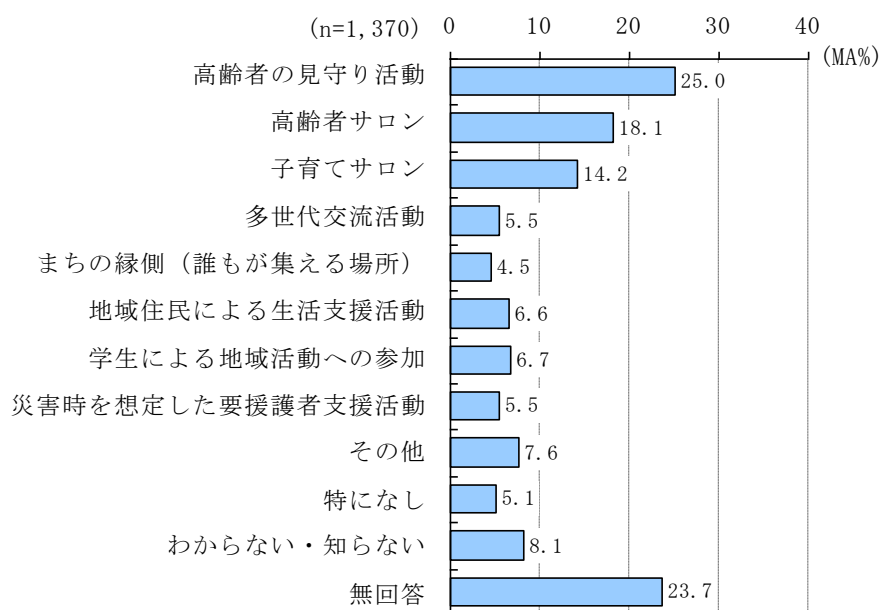
「趣味の活動ができること」の割合が高いですが, 「飲食しながら, おしゃべりができること」や「同世代の方と交流ができること」「異なる世代の方と交流ができること」など, 人との交流ができることを望む意見も多数ありました。

(4) 地域における災害時のそなえとして、あなたが行政の役割として期待することは何ですか。



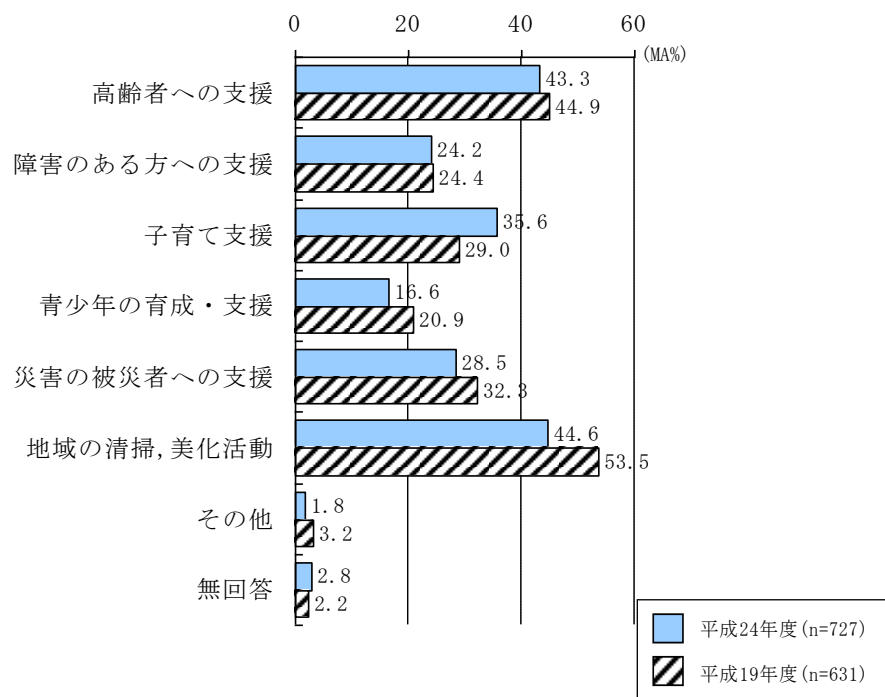
「防災情報の把握と地域への情報提供」を望む割合が多いものの、「支え合い・助け合いの体制づくりのための支援」を求める割合も高く、災害時には地域でのつながりが大切であると受け止められていることがうかがえます。

(5) ここ5年の間に、身近な地域における福祉活動について、具体的にどのようなことが活発に行われるようになってきたと思われますか。



「ここ5年間で活発になってきた地域福祉活動」(複数回答)については、「高齢者の見守り活動」が最も高く、次いで「高齢者サロン」、「子育てサロン」となっています。

(6) 身近な地域におけるどのような福祉活動に参加してみたいですか。



「地域の清掃, 美化活動」「高齢者への支援」が高い割合を占めている一方で、「子育て支援」の割合が伸びており、「子育て世帯への支援の必要性があると感じている方が増えている」ことが分かります。

(7) その他の記述について（一部抜粋）

「地域のつながりがあまり強くない理由について」

- ・マンションが自治会に加入しておらず、子どもが大きくなると地域との関わりが少ない。
- ・多忙で地域の活動に参加できない。
- ・地域のつながりを拒否する人が多い。
- ・単身世帯が多い。
- ・地域の活動がされているのか分からない。

「居場所における活動内容について」

- ・ボランティア活動のための会合や情報提供を得ること。
- ・何もしなくても集える場所があってもいいのではないか。
- ・特にそういう中へ入ろうとは思わない。

「地域で協力して取り組んでいくべきことについて」

- ・子どもが欲しくてもできない方々の交流の場が必要である。
- ・支援以前に地域の情報を容易に共有できる環境づくりが必要である。
- ・新しく地域に来られた方に対する支援が必要である。
- ・困っている人も困っていない人も全員が協力できるように支援していく必要がある。

「地域福祉を向上させるため、市民と行政の役割の在り方について」

- ・行政が火付け役となり、市民を動かしてほしい。
- ・行政がやることはたくさんあるが、今はあまりやれていないように思う。市民の協力よりも、市民の自発的活動を支えるのが行政の役割ではないか。
- ・行政がある程度行事を決め、半強制的に地域や市民を関係付けていかなければいけないのではないか。
- ・行政がまずは基本的かつ、きめ細かな政策を持ち、そのうえで地域において、どう現実化できるか考えていくべきである。
- ・中途半端に行政が関わると市民や地域は活動しなくなる。逆に、その地域・地域の積極性を促す政策が必要である。
- ・市民が積極的に参加すべきだが、強制的になってはいけない。
- ・行政主導では、本当に必要な福祉が得られるとは思えない。

<地域福祉シンポジウムアンケート>

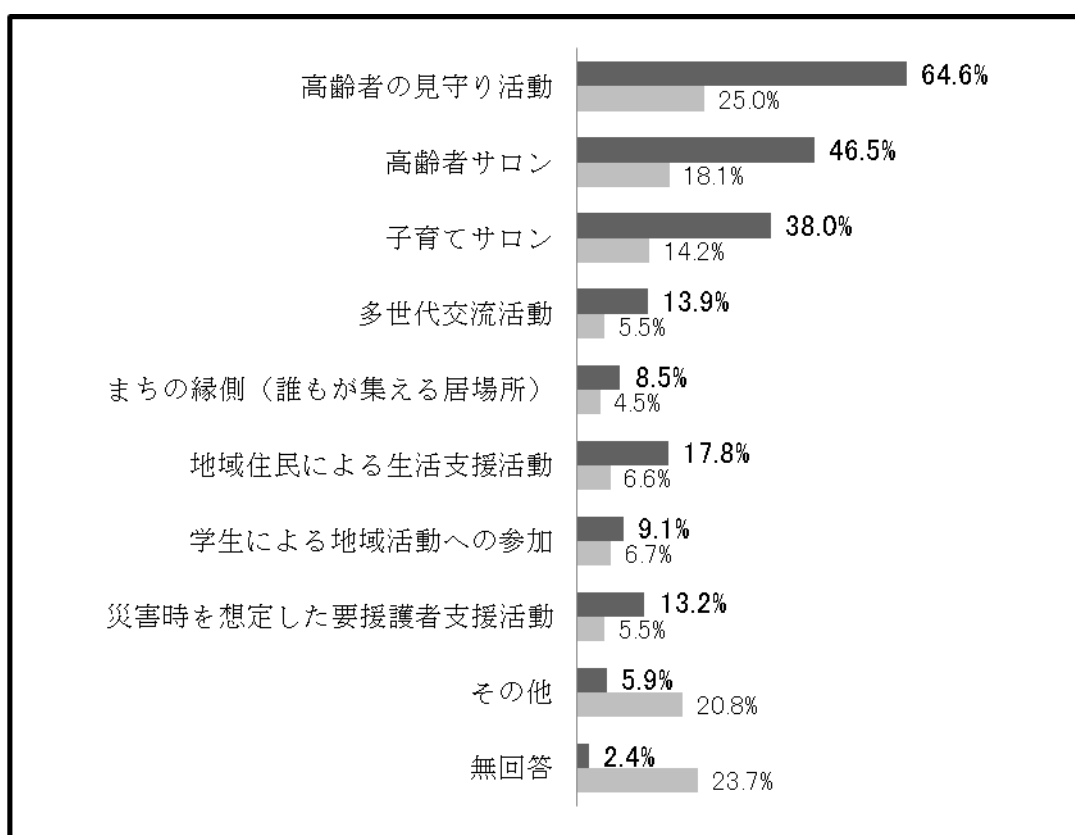
1 調査方法及び回答状況について

地域福祉に関する市民の意識及び地域を取り巻く社会状況の変化等を把握するため、平成 24 年 11 月から平成 25 年 3 月までにかけて各区地域福祉推進委員会により開催された「地域福祉シンポジウム」の会場でアンケート調査票を参加者に配布し、967 名から回答がありました。

なお、平成 19 年度に実施した際は、940 名から回答がありました。

2 調査結果（一部抜粋）

(1) 地域福祉活動の状況について



上段は「平成 24 年度シンポジウムアンケート結果」(n=836)

下段は「平成 24 年度市民アンケート結果」(n=1,370)

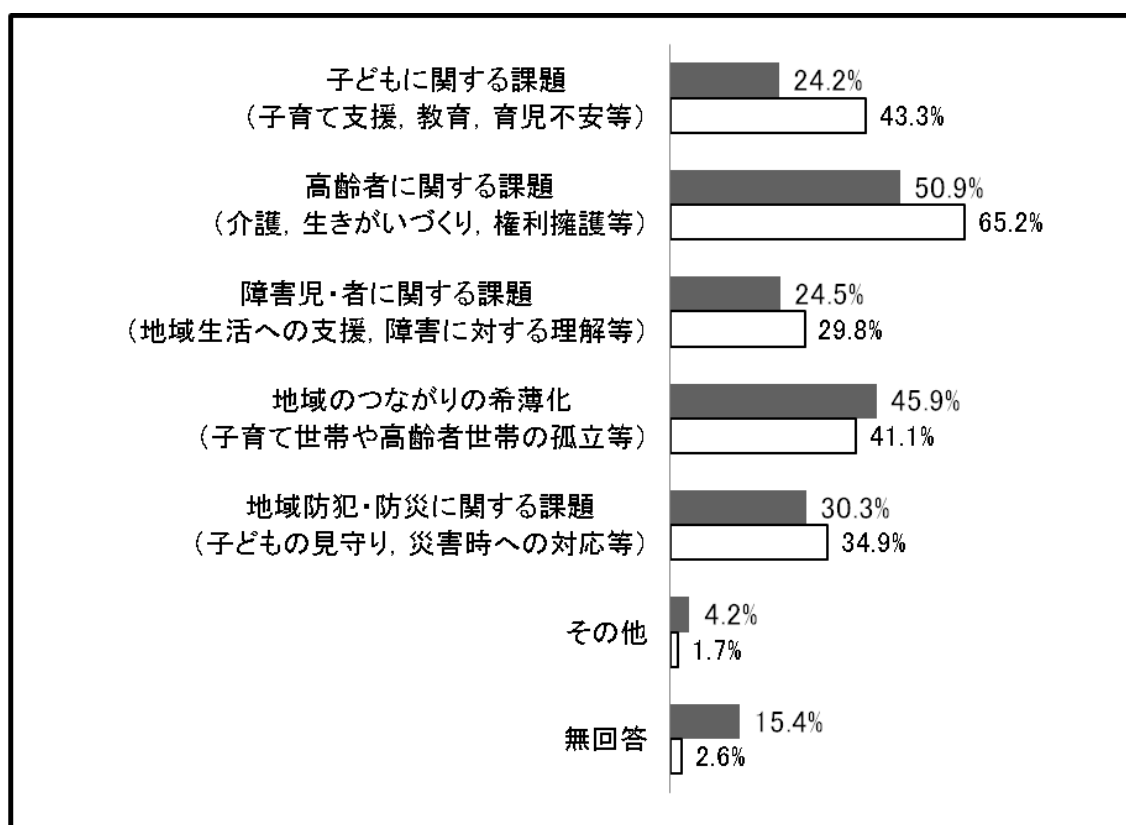
「ここ 5 年間で活発になってきた地域福祉活動」(複数回答)については、「高齢者の見守り活動」が最も高く、次いで「高齢者サロン」、「子育てサロン」となっています。

市民アンケートの回答結果との比較では、上位 3 つの活動内容は同じであるものの、「その他」、「無回答」を除くすべてでシンポジウムの回答割合よりも少なくなっています。

シンポジウムには、地域福祉活動を行われている方が多く参加されていることから、

活動内容の状況変化を把握されているが、活動をされていない市民には、身近な地域福祉活動について、具体的に分からない方が比較的多いと推測できます。

(2) 地域課題について

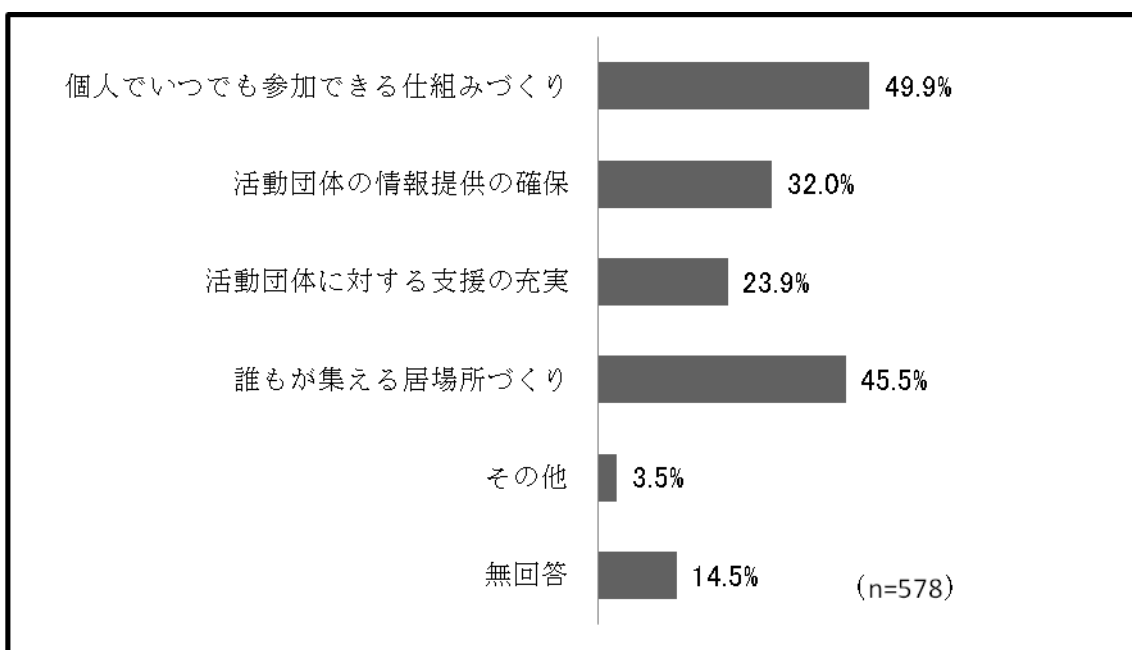


上段は平成24年度 (n=967)

下段は平成19年度 (n=940)

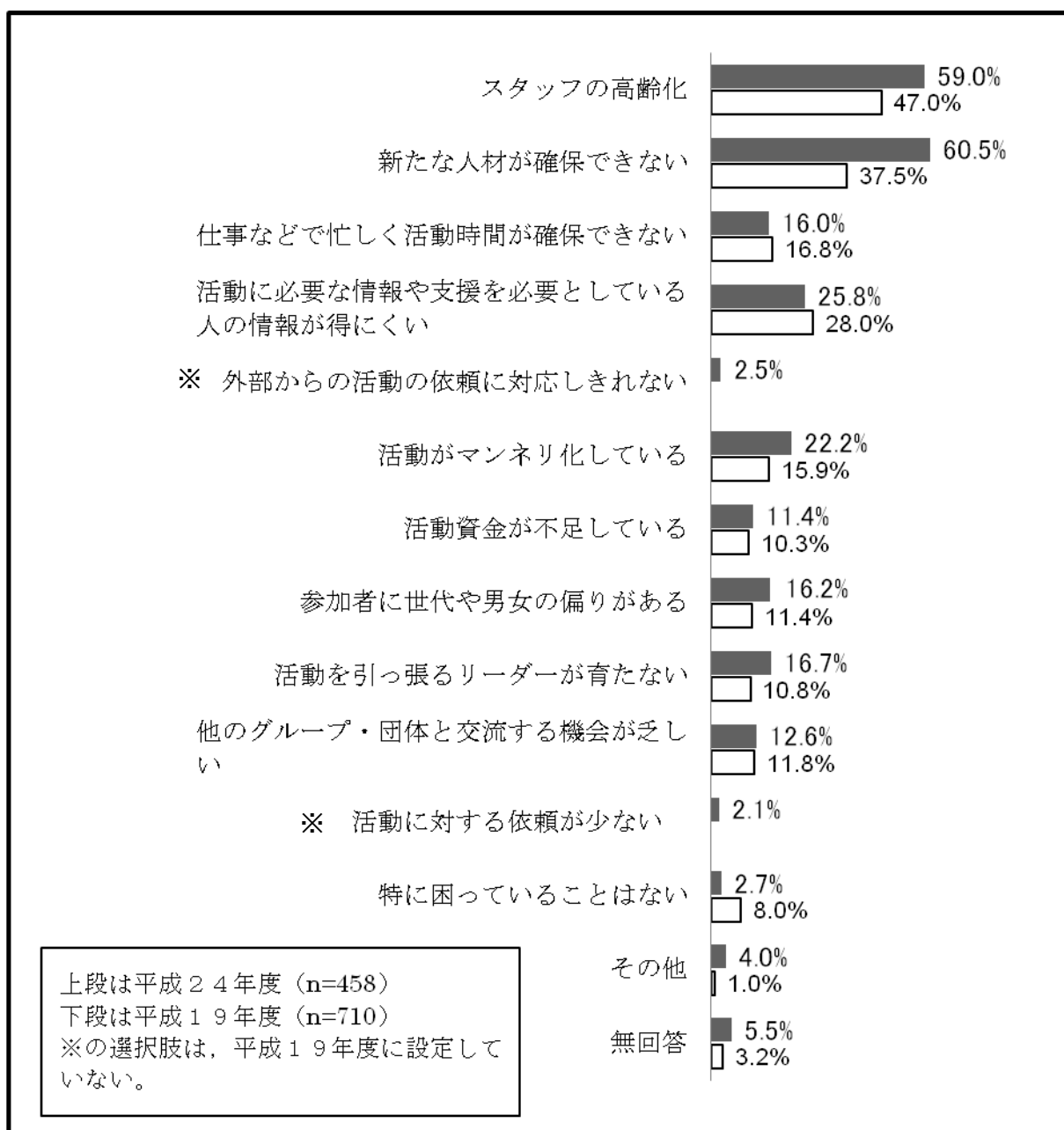
「現在、地域で課題であると感じていること」(複数回答)については、身近な問題である「高齢者に関する課題」、「地域防犯・防災に関する課題」が多くの割合を占めます。平成19年度と比較すると、「その他」、「無回答」を除き、「地域のつながりの希薄化」が課題とする割合だけが増えており、「地域のつながりの希薄化」が問題と感じる意見が多くなっています。

(3) 地域福祉活動の参加条件について



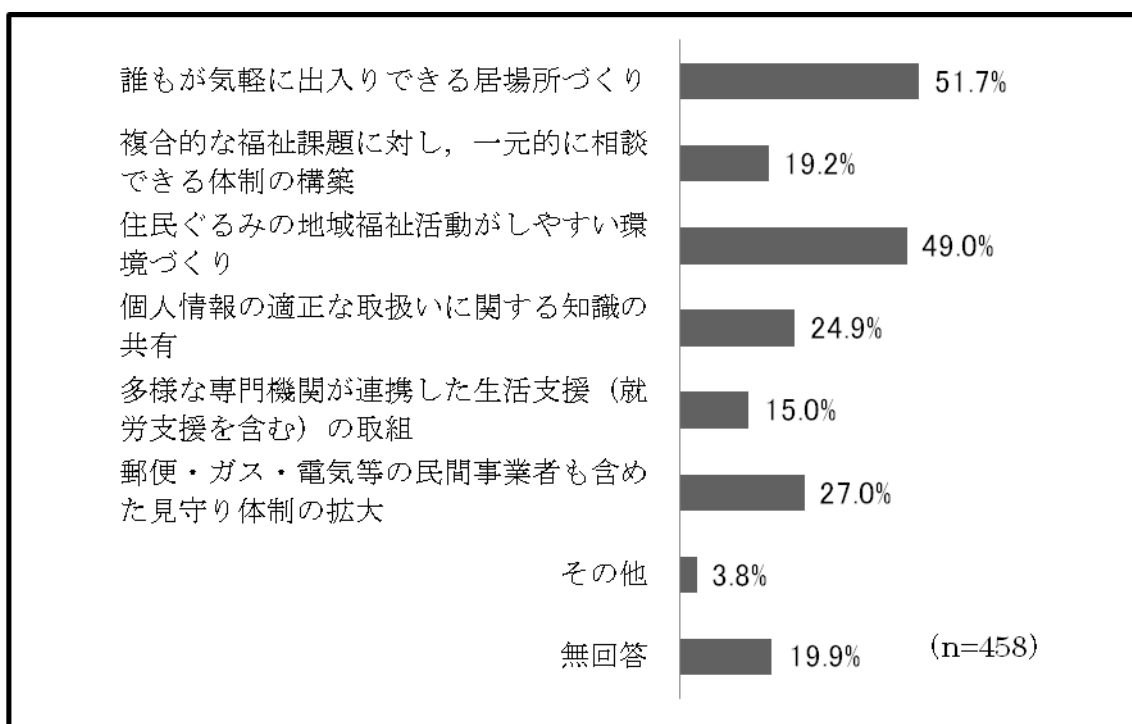
「地域の福祉活動に参加するための条件」（複数回答）として、誰もがいつでも入っていくことのできる仕組みや居場所づくりが必要とする割合が多く、多様な世代や地域住民が活動を始めるための幅広い接点が求められています。

(4) 地域福祉活動を行ううえでの課題について



「地域での福祉活動を行ううえで、困っていること」(複数回答)については、「スタッフの高齢化」、「新たな人材が確保できない」という割合が大幅に増えており、活動の担い手に関する課題が拡大していることがうかがえます。

(5) 社会的な孤立を防ぐために充実させるべき取組について



「社会的孤立を未然に防ぐ取組」（複数回答）については、身近な地域で集える場の存在と共に、地域住民が活動しやすい見守り等の仕組みや条件づくりを進めることで、孤立する方を未然に防いでいくことができると考える方が相対的に多いことが分かります。

(6) 主な記述意見について（一部抜粋）

「活発になってきた地域福祉活動」

- ・社協と民協が協力して一人暮らし高齢者宅の訪問が増えてきた。
- ・子育てサークルなど、NPO団体と市営保育所、児童館の連携が進んだ。公立中学校内に月一回、子育て支援広場ができた。

「地域福祉活動が活発になってきた理由」

- ・地域として根付いており、継続して引き継がれている部分大きい。
- ・東日本大震災があらためて福祉活動の重要性を知らしめたと考えている。
- ・大学が地域との連携を積極的に進めるようになってきたから。
- ・内容は充実してきたが、まだまだ、個人個人の役員の負担に依拠しているところが多いので、手放しでは喜ばない。公的支援を求む。

「地域課題」

- ・活動している人だけがやっていて、広がらない感じがする。
- ・関係者の高齢化があり、継続しない。
- ・何か言えばプライバシーという言葉が出てきて、町内会長ですら、自町内のことが分からない。
- ・地域活動の核となる自治会（町内会）活動の低下がある。
- ・どのセクションのリーダーになっている方も同一人であり、変化や新しい活動に広がっていかないと思う。
- ・福祉の活動で地域社会を充実させることが大切なことと理解されていない。

「地域福祉活動への参加条件」

- ・本当の近所をまずは作り上げてコミュニケーションを図っていき、町内にも小さいグループの普段の関わりを多くしていく（面倒をみる）人が必要。
- ・学区間の情報交換会が必要である。
- ・特に学校施設及び地域会館では使用方法等に制限があり、何らかの場所が必要である。
- ・情報共有する場所を作ったうえで、世代を超えた諸団体による圏域会議の定例化を行い、問題提示、意識付けをすべきである。

「これからの地域福祉について」

- ・もっと現場の視察などをして、現場の現状、利用者の理解などを積極的にするべきではないか。書類のみの確認だけで、実際に理解されていない人がほとんどであると思う。
- ・福祉施設の機能がもっと活用される。地域のニーズとの「すり合わせ」、 「顔を合わせて」をしていくべきである。
- ・活動団体がそれぞれの壁を取り、支援活動をしていける地域づくりをすべき。
- ・区役所からの地域福祉活動に係る積極的な情報提供が必要である。
- ・高齢化が進む中、高齢者の孤立が目立ち始め、ふれあいサロンの参加者も限定化されており、これからは地域に合った「出前カフェ」等の居場所づくりが大切だ。
- ・スタッフが少ないのに仕事ばかり増やさないでほしい。
- ・「絆・連携」と言いながら、近隣と繋がりを持ちたがらない人が増えてきた。町内会に加入しない。独居者訪問を拒否される場合がある。
- ・地域を拡大化しないで、もっと細やかに狭い地域の理解が必要だと思う。
- ・若い世代、転入者、NPOも混ざった自治会組織、社協組織の構築とそれぞれの交流会など、情報交換や情報共有の場づくり。地域の各団体の活動をオープンにしていく。
- ・地域福祉への住民の関心が薄いと感じる。また、施設側も日々の業務に追われ、自分たちの仕事と地域福祉推進とを結び付けて考えられていないのではないかと感じる。

的な企画力・実行力が求められる。

- ・各団体や個人が福祉的な取組を行っているのだろうが、街の中で活動内容が行き届いていないのが現状である。高齢者に関しては各家庭が抱える問題なので認知度が高いが、困りごとを抱えた子どもを抱える家族への支援をどのように行うのか考える必要がある。
- ・活動する人を増やすこと。参加する人の負担が大きくなるように、気軽に活動に加われる体制をつくるべきである。
- ・退職後の時間が出てきた場合、地域との接点ができていない。どのように活動していけばいいのか、お誘いなど、入りやすい仕組みづくりが必要である。
- ・理解している人は多くても活動に結び付かないので、少しの時間でも活動できるようなシステムづくりを心がけたい。
- ・各福祉に関わる団体が同じような活動を求められていることが多い。もっと集約することができないだろうか。色々な所でやっているというのは、中途半端だと思える。

改定に当たっての視点

京都市では、「自助・共助・公助」の考えに基づく福祉社会をつくるため、平成16年に地域福祉計画である「京（みやこ）・地域福祉推進プラン」を策定しました。平成21年には同プランの後継計画として、「京（みやこ）・地域福祉推進指針」を策定し、福祉課題等に対する「自助・共助・公助」の基本的な考えを発展させ、「自治・自立・協働」という基本的な理念を定めました。

また、住民の方々が持つ力により、地域実情に沿った取組を支援することを重点方針に据え、地域の福祉力をつむぎ、高め、誰もがいきいきと自分らしく暮らしていただけることを目指し、地域福祉を推進してきました。

指針策定以後、本市におきましても、大都市が抱える問題の例外となることはなく、単身世帯数の増加、地域内の結び付きの弱体化、生活困窮世帯の拡大や地域福祉活動の担い手不足、若年から高齢世代に及ぶ「社会的孤立」等に代表されるような課題が顕著に表れています。

さらには、平成23年3月11日に発生した東日本大震災で明らかになったように、万一の大規模災害時における地域内の支え合い、助け合いの重要性はもとより、要援護者への支援の在り方など、本市を取り巻く社会情勢は変化し続けています。

しかし、一方で、地域課題を自主的に解決していこうとする様々な住民活動や、日常生活に近い場所での住民の交流が市内各地で生まれ、展開されています。こうした創意・工夫に富んだ貴重な動きを見過ごすことなく、住民と福祉専門職など、多くの人や組織の連携を深め、協働する輪を広げていき、「地域の福祉力を高めていく」ための新たな方策を作り出すことが必然的に求められています。

これらの様々な変化や課題を的確に捉え、京・地域福祉推進指針の理念を踏襲しつつ、今後の京都市における地域福祉の方向性をより具体化するとともに、施策の展開の充実を図るため、「京・地域福祉推進指針（改定版）」を策定します。

※「地域の福祉力」とは、次の力を総合的に発揮していくことを指します。

- ☆地域住民が社会福祉制度・施策を、地域の実情に合わせて使い、活かしきり、その効果を上げる力
- ☆社会福祉制度・施策を活かす中で見えてくる改善点や、他に必要な施策、また、地域の取組を行政や社会福祉施設・機関に建設的に提起する力
- ☆地域の中で福祉課題を持つ人を中心につながりをつくり、包み支え合う活動をつくり出し、実践する力すべての住民の尊厳と生活環境を護り高める地域づくりを目指し、自分たちのまちを自分たちで担う力

基本理念

「自治・協働により自立を実現し、地域の福祉力を活かし、育む」

京都市の地域福祉計画として、第3期目を迎えた「京・地域福祉推進指針（改定版）」は、各区の地域実情に応じた主体的かつ創意ある地域福祉の取組を創出し、推進していくことを何よりも重視した2期目指針の理念を引き継ぐものです。

しかしながら、近年の福祉課題の多様化やこれからの社会の動きに着目すると、市全体としての具体的かつ新たな支援の仕組みや事業の展開が求められています。

つまり、全市的な支援の枠組みをつくり、そのうえで地域ごとの実情・課題に応じた取組の支援を一層強めていくことが必要です。

指針（改定版）の構成

前計画では複数の総合的な目標を掲げて施策を展開しました。本指針につきましては、直面する今日的な課題に的確に対応し、本市の地域福祉を一層前に進めるため、改定に当たっての視点及び基本理念に基づき、2つの具体的な基本目標を掲げています。

さらに、特に積極的に取り組むべきことを重点方針として設けたうえで、方針を推進していくための施策の柱を挙げています。

基本目標①

福祉課題に対し、地域で一体となり解決を目指す仕組みをつくります

<重点方針>

あらゆる力を結集させて、孤立死や虐待などにつながる社会的孤立を防ぎます

◇「社会的孤立」とは、生活困窮、世帯構成、疾病、介護等の様々な原因から地域社会との関わりがなくなることにより、家族や地域住民など、人とのつながりが乏しくなり、年齢に関わりなく、生活上の問題を引き起こす可能性がある状況を指します。

◇「孤立死」についての確立された定義や統計はありませんが、本指針では、普段から周囲との交流がなく、社会や地域から孤立した状況の中で、自宅で誰にも看取られずに一人で亡くなった場合を孤立死といいます。

○重点方針を推進する施策の方向

①地域福祉課題の一体的解決

単身世帯の増加をはじめとする家族構成や共同住宅の割合が年々高くなるなどの居住形態の変化、都市化の進展等に伴い、地域とのつながりを断った状態でも生活ができる状況を背景に、「社会的に孤立」する環境が広がっています。

社会的孤立は、「孤立死」の大きな要因になるだけでなく、自ら相談ができない、頼るところがないことで、児童や高齢者への虐待など、様々な福祉課題の引き金になって

しまいます。

このため、深刻な状態に至る前に、できる限り孤立を予防していくことが大切です。予防段階のみならず、既に孤立している方には、住民、福祉行政機関や専門機関が連携し、一体的にサポートできるような仕組みづくりが重要です。

②地域における支え合い・つながりづくり

雇用労働者の増加に伴い職住共存が減り、日中は多くの住民が地域の外へ出られるなど、ライフスタイルをはじめとした多様な変化に伴い、ご近所同士の交流は変化を余儀なくされてきました。

しかし、暮らしの場である地域で誰もが安心し、孤立しないためには、基本的に地域における「支え合い」や「つながり」が極めて大切で、結び付きは災害時にも力を発揮する地域の「財産」に変わりはありません。

これからは、身近な場で仲間を増やす機会の拡大と共に、地域組織の役を担う人だけではない、幅広い住民の参加を得た地域福祉活動を進めていく必要があります。そのためには、居場所の情報や作り方を広く発信していくことをはじめ、地域で孤立している方への気付きなど、身近なところで、どのような課題があるかを把握し、解決の方向へ導いていくための取組への支援が必要です。

③地域福祉活動の担い手拡大と出会い

本市では、地域福祉活動の中心的存在としての住民をはじめとする担い手の不足が進むなど、大きな課題を抱えています。担い手を広げるためには、身近なところで地域の福祉活動の重要性の認識と興味を誰もが持つことができるよう、活動情報の普及・啓発の機会を増やすこと、また幅広い世代が参加できるよう、入りやすい、ゆるやかな仕組みづくりも含めて後押ししていく必要があります。

地域福祉活動では、住民だけではなく、客観的に地域の福祉力や課題の困難さをみていくことができ、重要な存在である専門職（※）と連携、協働し、両方の視点やノウハウから、地域で孤立し、かつ異変が見られる人がいるかなど、身近なところで課題を把握することによって、支援方法の拡大・工夫や、活動を進めていく力が大きくなります。それだけではなく、互いの強みがつなぎ合わせられ、地域の福祉力を高めていくことも期待されます。

さらに、これからの地域福祉を推進するに当たっては、専門職も含めた活動の担い手同士が出会い、課題への対応手法、活動によって得られた成果やノウハウを共有するとともに、新たな仕組みづくりを話し合う場をつくっていくことの重要性も増してきます。※担い手である専門職は、多岐にわたるものの、主に区社会福祉協議会職員、地域包括支援センター職員、社会福祉施設職員等が挙げられます。

重点方針を推進する施策の柱

○コミュニティソーシャルワークの強化・推進

地域生活支援を行う福祉専門職である、「コミュニティソーシャルワーカー（本市では、「生活支援専門員」といいます。）」を多様で広い福祉ネットワークと長年にわたる地域支援、生活支援の実績を有する京都市社会福祉協議会に配置し、福祉課題への支援機能を強化していきます。

生活支援専門員は、高齢者や障害がある方への支援だけではなく、生活困窮問題なども含めて、ニーズに対応する制度がないような「制度の狭間の問題」、一人で複合的な課題を抱えている場合や、家族の中に複合的な課題があるケースである「複合多問題」、あるいは「支援を拒否され、孤立状態にある」などの困難ケースに対し、行政等の関係機関との連携・調整を行いながら、適切な施策・サービスに結び付けます。また、地域住民と専門職が協働して、見守り、助け合いなどのインフォーマルサービス（制度にはない支援）も含めた支援を行うネットワークづくりなども担います。

生活支援専門員の業務実績については、京都市社会福祉審議会地域福祉専門分科会で報告を受け、客観的な視点から評価・検証等を実施していくものとします。

○支援が必要な人の早期発見に向けた仕組みの強化

民生委員・児童委員、地域包括支援センター職員、生活支援専門員等が協働し、地域で一体となって、福祉課題を抱える方が問題が深刻化する前に、早期発見し、福祉事務所や保健センター等につなげ、早期対応（相談・生活支援等）をしていくための体制強化を図ります（早期発見及び対応をいわゆるアウトリーチ（※）といいます。）。

また、平成24年度から実施している65歳以上の一人暮らし高齢者を対象とした、地域包括支援センターによる訪問活動や、学区社会福祉協議会、民生児童委員協議会等の地域の関係団体に御協力いただき、一人暮らしの高齢者や障害のある方などに対し、日頃からの見守りだけではなく、災害時や緊急時の迅速な対応に結び付ける「地域における見守り活動促進事業」を継続し、支援が必要な方を地域で把握していきます。

（※）「アウトリーチ」…地域で生活上の問題を抱えているものの、福祉サービスの利用をしていない（利用方法が分からない）、あるいは拒んでいる方に、社会福祉の関係機関が本人の元へ積極的に出向き、福祉サービスの情報提供や支援を行うことをいいます。

○住民の権利保障の推進

一人暮らしの高齢者の増加、認知症あるいは、障害がある方の地域生活への移行等により、判断能力が十分ではない福祉サービス利用者の権利擁護の重要性が高まっています。市民の方々が成年後見制度を円滑に利用し、住み慣れた地域で安心して生活できるよう、平成24年度に「京都市成年後見支援センター」を設置し、制度に関する相談から利用に至るまでの一貫した支援や、市民が社会貢献活動の一環として制度を必要とする方を支える「市民後見人」の養成等を実施しています。

引き続き、成年後見制度の利用を促進する体制を強化するとともに、地域で生活するうえで必要な福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理等を行う日常生活自立支援事業について、事業の実施主体である京都市社会福祉協議会、各区社会福祉協議会と連携し、事業の充実を進めます。

○ネットワーク構築の促進

区地域福祉推進委員会（以下、「区委員会」といいます。）が基盤となり、高齢者福祉・児童福祉・障害者福祉等の分野横断的な連携による区域レベルの地域福祉を更に推進するため、地域の実情や特性に応じて課題の共有や地域資源の気付きを増やすとともに、先進的な取組事例の情報収集等を行い、住民への地域福祉活動の普及・啓発を図ります。

さらには、困難化する福祉課題に対して、区域において、各分野の専門職による関係機関のネットワークによる総合力をもった円滑な支援ができるような仕組みづくりを進めます。

また、関係機関のネットワークと区委員会が連携し、課題共有を図ることをはじめ、地域と専門職のネットワークを充実させるとともに、社会的孤立などの生活課題に対応するため、区社会福祉協議会と福祉事務所の事務局を再編するなどの新たな展開につなげます。

○福祉事務所と区社会福祉協議会との更なる連携強化

第一線で福祉課題の対応に当たる福祉事務所と区社会福祉協議会で互いの制度理解を促進することで円滑な福祉サービスの実施に向けた取組をはじめ、課題の共有を図るとともに、福祉サービスの更なる充実を目指すための検討会議を実施します。

○地域における福祉のまちづくりへの取組支援

生活の場により近い地域で住民が集い、交流を広げ、孤立を防ぐ居場所（まちの縁側）の拡大には、居場所に関わる情報（所在地・活動状況をはじめ、運営のノウハウ、工夫等）を集約したうえで、広く提供していくことが重要なため、関係機関と協働し、活動立ち上げのきっかけや、利用への動機付けに結び付けていきます。

さらに、地域住民の交流も含めた地域福祉活動に活用できるようなスペースの拡大に向け、関係機関との連携により、空き家等の社会資源の有効活用に取り組みます。

○共同住宅に住まわれている世帯と地域との橋渡し

マンションをはじめとする共同住宅の入居者は、地域活動の存在を知らないなど、関わりを実感しにくく、実際に自治会・町内会の加入率も低いところが見られます。

地域とのつながりがなければ、特に、単身世帯や子育て世帯等は社会的に孤立しやすい状況になりがちで、虐待等の問題や、災害時の対応に課題が生じてしまいます。

そこで、本市が重点的に行っている自治会・町内会の加入を促進する取組と併せ、居場所等の地域福祉活動の存在を発信する、更にはマンション内だけではなく、周辺地域も含めた交流活動に取り組まれている先進的な事例を紹介するなど、新しい縁づくりを後押ししていきます。

○地域福祉活動をされている方々の出会いとノウハウ共有の仕組みづくり

高齢、障害、児童、青少年など、様々な領域で活動されている団体と協力し、新たな福祉課題への支援を模索されている、あるいは活動上の課題を抱えている団体が、他の団体から工夫やノウハウのアドバイスを受け、有機的に情報を共有し、活動に生かしてもらえるような場を設け、新たな地域福祉活動の立上げに向けた起点にさせていただきます。

○地域福祉活動の担い手の育成支援

新たな人材の発掘に向け、「地域福祉・ボランティア活動カレッジ」をはじめとした、養成講座・研修の充実を図るとともに、幅広い世代が活動者（地域におけるカギとなる人物）となり得るよう、関係機関と連携し、地域福祉活動の魅力を発信してくなどの仕組みを充実させます。

○京都ならではの大学と地域の協働による地域福祉活動の展開

京都は大学・短期大学が集中的に立地し、数多くの学生が学ぶ地です。前計画以降、大学と区との地域連携協定が相次いで締結され、災害ボランティアセンターの設置も進んでいます。さらに、年々、学生と地域の協働による幅広い分野での活動が盛んになっています。こうした「大学のまち京都」の強みを活かし、大学の知的資源を地域福祉の推進に結び付けていきます。また、大学生に対し、本市から「地域福祉」の重要性を積極的にPRしていくなど、地域活動を担う人材育成からの視点においても大学との協働を進めます。

基本目標②

福祉と防災・減災の両方の視点で災害にも強いまちづくりを進めます

<重点方針>

福祉防災の取組が全学区で実施されるよう支援します

○重点方針を推進する施策の方向

東日本大震災では、日々の積み重ねによる地域の福祉力が結集され、防災・減災への原動力になっていくことがみられました。発災後の安否確認など、継続的な支援の展開にも直結し、地域福祉の裾野の広がり度合いが鋭く表れるところです。

いつ発生するか分からない災害は、特に、乳幼児、高齢者、障害のある方などの要援護者（以下、「要援護者」といいます。）に広く影響を及ぼします。このため、平常時の継続的な防災・減災に関する啓発活動や地域における、つながりづくりが極めて大切であり、要援護者も含めた住民の「いのち」と「暮らし」を守る大きな力になります。

地域福祉の視点から、要援護者の安全を確保する支援体制の拡充や新たな仕組みの構築等を図ると同時に、全ての学区で福祉防災に関する活動が実施されることを目指し支援を行います。

重点方針を推進する施策の柱

○福祉防災の取組の全学区実施支援

平常時における、災害時要援護者の視点に立った地域での安否確認、移動支援、救出・救助や避難所運営訓練、ワークショップ等のなんらかの取組が全学区で実施されるよう、関係機関との協働によりバックアップしていきます。

○福祉避難所の設置拡大と災害時における円滑な運営の確保

災害発生時に高齢者や障害のある方等の要援護者が避難するための施設である福祉避難所について、設置箇所を拡大するとともに、各福祉避難所において、各社会福祉施設の特性や地域の実情等に応じ、発災時の円滑な運営を確保していきます。

○地域における見守り活動促進事業を通じた要援護者情報の継続把握

「地域における見守り活動促進事業（※）」を継続し、支援が必要な要援護者を着実に把握し、きめ細かな見守りを展開することで、災害時における要援護者の支援に生かすとともに、地域で孤立しがちとなる方の安否確認につなげていきます。

（※）地域包括支援センターの職員等が支援が必要な65歳以上の一人暮らしの高齢者や障害のある方等（要援護者）の自宅を訪問し、地域の関係機関等に要援護者の個人情報を提供してよいかを確認し、同意の得られた方の情報を社会福祉協議会や民生委員・児童委員等の関係機関に提供することによって、地域における日常的な見守り活動に活用していたら、要援護者の支援体制の充実を図るため、平成24年7月から事業を開始している。

○区災害ボランティアセンターの運営体制の強化

大規模災害が発生した場合において、各地から参集するボランティアは、要援護者をはじめとした被災者の救援や被災地の復旧、復興に欠かせない存在となります。

そこで、平常時における災害ボランティア活動の普及啓発、情報提供、ボランティアコーディネーターの育成等の取組と併せて、設置・運営マニュアルを活用した実践訓練を継続実施するなど、被災地に最も近い地域で設置され、ボランティアの活動拠点となる区災害ボランティアセンターの実効性を最大限に高めていきます。

推進体制

①京都市社会福祉審議会地域福祉専門分科会

本指針の評価・点検など、全般的な進捗管理を行います。また、大きな制度改正や地域福祉を取り巻く状況に変化が生じた場合には、本指針の内容見直しについて、協議・検討を行います。なお、必要があれば、地域福祉専門分科会の下に特定の事項を集中的に審議、検討を行う部会を設置します。

②区地域福祉推進委員会

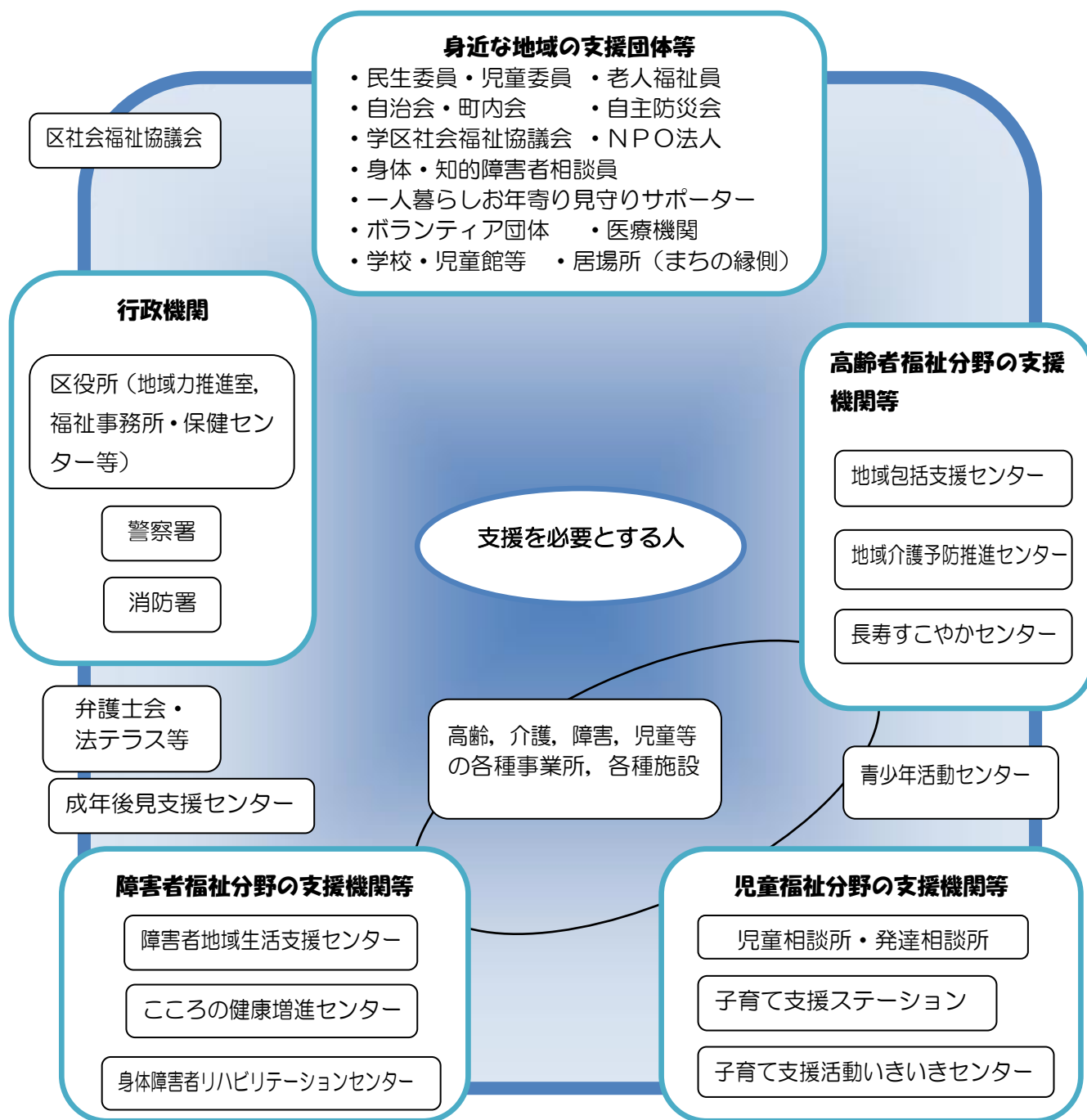
民生委員・児童委員、学区社会福祉協議会、福祉施設職員、ボランティア、NPO法人職員、当事者団体構成員等の広範な福祉関係者で構成され、高齢者や障害のある方、児童等を対象とした分野別福祉ネットワークとの相互連携を進めることをはじめ、各区における地域福祉推進の基盤的な役割を担っています。

本指針における基本目標や重点方針を進めていくうえでの重要な推進機関であるため、関係機関とのネットワークの連携を強めるなど、体制の強化を図っていきます。

関係機関との連携

子育て中の方、一人暮らしの高齢の方、障害がある方、引きこもりなどの社会的自立が難しい若者など、様々な生活上の課題を抱え、支援を必要とする住民に適切に対応するため、すべての人々が排除されないよう、社会全体で包み支え合い、共に助け合って生きていくという、「社会的包摂（ソーシャル・インクルージョン）」の考えに基づき、各地域において関係機関による連携、協働を引き続き進めます（次頁のイメージ図参照）。

◆京都市における関係機関と支援の大きな枠組みイメージ◆



※上図に記載のほかにも多様な団体等により、本市の地域福祉は推進されています。

推進期間

本指針の推進期間は5年を目途とします。ただし、推進期間中に地域福祉を取り巻く状況に大きな変化があった場合などは、必要に応じて柔軟に見直しの検討に着手します。

評価・進捗管理

P D C A サイクルに基づき、「京・地域福祉推進指針（改定版）」における施策、事業の進捗管理及び評価を定期的に京都市社会福祉審議会地域福祉専門分科会で行い、課題や改善点を把握し、次期指針の充実を図ります。

各部署の所管計画との関係

本指針は、「はばたけ未来へ！京（みやこ）プラン（京都市基本計画）」の分野別計画の一つとして、地域福祉の推進を具体的かつ総合的に推進するために定めます。

さらに、「はばたけ未来へ！京（みやこ）プラン」で示された京都の未来像の一つである『いのちとくらしを守り、安心・安全で幸福を実感できる「支え合い自治が息づくまち・京都』の実現に向けた取組を進めるものです。

また、地域ごとの個性を生かした魅力あるまちづくりの指針となる「各区基本計画」や、京都市地域コミュニティ活性化推進条例に基づく「京都市地域コミュニティ活性化推進計画」、災害対策基本法に基づく「京都市地域防災計画」等との整合を図りながら、効果的に地域福祉を推進します。

分野別福祉計画との関係

- ・京都市民長寿すこやかプラン
- ・京都市未来こどもプラン
- ・支えあつまち・京都ほほえみプラン（京都市障害者施策推進計画）

各区地域福祉活動計画との関係

地域福祉を推進する様々な団体により構成されている区社会福祉協議会を中心に、区の地域特性を踏まえ、民間の立場で地域福祉活動の基本的な方向性を示した「地域福祉活動計画（第3期）」が策定されています。同計画では、「人に優しく、災害に強い、信頼の絆で結ばれた福祉のコミュニティづくり」を基本目標に、地域活動、相談支援等、京都市社会福祉協議会の役割を定めた「京都市における社協行動指針」（平成23年8月策定）と連携したものとなっています。

本指針では、各区地域福祉活動計画の基本目標や方向性との整合・連携を図りながら、取組を展開していきます。

京・地域福祉推進指針（改定版）の位置付けと各計画との関連イメージ図

